

国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公共用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

国土交通省が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、東北地方整備局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

東北地方整備局で平成23年度以降に実施した監査の結果、是正を要する事項が見受けられましたので、内容、処理方針及び措置状況（令和8年5月31日現在）を公表します。

港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（東北地方整備局）

問合せ先
港湾空港部港湾管理課管理係

連絡先
022-716-0002

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和7年度 実地監査分	青森港	青森県	堤埠頭（-10m） 岸壁	防舷材下部の留具が脱落している（2箇所）。	補修	未処理：令和8年度以降処理予定
	八戸港	青森県	八太郎地区2号ふ頭 岸壁（-13m）	防舷材に若干の亀裂が入っている。	補修	未処理：令和8年度以降処理予定
	小名浜港	福島県	2号ふ頭5・6号岸壁	防舷材が損傷している（2基）。	補修	未処理：令和8年度処理予定
	小名浜港	福島県	藤原埠頭-10m岸 壁	防舷材の代わりにタイヤが設置されている。	補修	未処理：令和8年度処理予定

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和6年度 実地監査分	小名浜港	福島県	3号心頭2号岸壁	防舷材が脱落している。	補修	未処理：令和8年度処理予定
	小名浜港	福島県	2号心頭5・6号岸壁	①防舷材が損傷している。 ②防舷材の代わりにタイヤが設置されている。	①補修 ②補修	①処理済み：令和7年度処理完了 ②処理済み：令和7年度処理完了
	小名浜港	福島県	4号心頭1号岸壁	防舷材が損傷している。	補修	処理済み：令和7年度処理完了
	小名浜港	福島県	4号心頭2号岸壁	防舷材が脱落している。	補修	処理済み：令和7年度処理完了

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和5年度 実地監査分	八戸港	青森県	八太郎地区2号ふ頭 岸壁(-13m)	防舷材が損傷している。	補修	未処理：令和8年度以降処理予定
	秋田港	秋田県	向浜地区(-12m) 岸壁	防舷材が落下している。	補修	処理済み：令和7年度処理完了
	小名浜港	福島県	7号埠頭-13m岸壁	防舷材が欠損し、代わりにタイヤが設置されている。	補修	処理済み：令和7年度処理完了

年度	港湾名	港湾管理者名	施設名	是正を要する事項		
				内 容	処理方針	措置状況
令和4年度 実地監査分	八戸港	青森県	八太郎地区2号ふ頭 岸壁(-13m)	防舷材が損傷している。	補修	処理済み：令和7年度処理完了
平成30年度 実地監査分	むつ小川原港	青森県	新納屋地区護岸(2)	船舶が不法係留されている。	占用の解消	未処理：令和8年度以降処理予定